

2015年度 事業計画

本協会の目的と事業

本協会は、海難審判事件に関する調査研究を行い、海難審判での海難関係人の権利を擁護し、海難審判の適正な運用に資するとともに、船舶事故等の調査に関する調査研究を行い、海事の発展に寄与することを目的とする。

本協会は、上記公益目的事業を達成するため、次の事業を行う。

1. 海難審判等に関する調査研究事業

(1) 海難審判及び海難審判事件に関する調査研究

国の海難審判機関である海難審判所が公表した海難審判裁決の中で、海難を防止する上で有益、かつ規範性をもった裁決を選定し判示する事項等について、学識経験者、海事専門家及び海難審判所の審判官、理事官により構成する「海難審判裁決例調査研究会」を設置し、毎年、調査研究を行うもので、選定した主要事例に判示事項、関係法令及び参考図を付して「海難審判所裁決例集」を編纂、刊行する。

2015年度は、2012年に言渡された裁決から抽出のうえ、第55巻として編集し有償で提供する。

(2) 船舶事故等の調査に関する調査研究

国の船舶事故等調査機関である運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書について、船舶事故の再発防止に有益な事項等の調査研究を行う。

2015年度は、運輸安全委員会のホームページで公表している船舶事故調査報告書、船舶事故ハザードドマップ、船舶事故事例及び各種分析の活用のあり方について検討する。

2. 海難審判関係人等の権利擁護事業

(1) 海難審判の扶助事業

海難審判においては、裁判における弁護士と同様に、海難審判関係人の権利を擁護する海事補佐人を依頼することができることとなっているが、海難審判関係人の中には、経済的な理由により海事補佐人を依頼できない

者も多くいる。

本事業は、このような者に対し、海事補佐人を依頼するのに必要な経費を扶助することにより、海難審判関係人の権利を擁護し、併せて公正な審判の運用に資することを目的として行う。

2015年度は、海難審判関係人から扶助の申し出のあった事件について、年間50件を目途に扶助を行う。

(2) 海難審判等の相談事業

海難審判所及び運輸安全委員会の所在地9か所に設置している相談所において、海難を起こし審判を受ける船員や船舶事故調査官の調査を受ける船員などのための一切の相談を無償で行う。

3. 海難審判及び船舶事故調査に関する広報、周知啓発事業

(1) 海難情報等提供事業

本協会のホームページを通じて検索機能を備えた全裁決の提供、各事業の紹介、海難に関する種々の情報・資料等を海事関係者のみならず、広く社会一般に発信する。

(2) 図書、会誌刊行事業

本協会の研究活動の成果を海事関係者のみならず、広く社会に発信するため、以下のとおり図書、会誌を刊行する。

ア 海難審判所裁決を「海難審判所裁決録」として編集、刊行する。

2015年度は、2014年1月から12月までに言渡された裁決を2分冊として編集し有償で提供する。

イ 機関誌「ふねとうみーその安全を求めてー」を年3回刊行し、賛助会員、海事関係行政機関、海事関係団体等に無償で配布する。